

福島県教育委員会令和2年12月定例会会議抄録

1	開 催 日 時	令和2年12月25日（金）午後1時10分から
2	開 催 場 所	教育委員室（県庁西庁舎9階）
3	出 席 者	鈴木淳一教育長、1番 浅川なおみ委員、2番 成澤勝蔵委員、3番 吉津健三委員、 4番 正木好男委員、5番 大村雅恵委員
4	議 事 内 容 及 び 経 過	
(1)	開 会	午後1時10分、教育長から12月定例会の開会が告げられた。
(2)	会議録署名委員の指名	教育長から、浅川委員と成澤委員が会議録署名委員として指名された。
(3)	会 期 の 決 定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4)	記 録 係 の 指 名	教育長から、佐藤主事が記録係に指名された。
(5)	政策監提出理由説明	教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。 (説明概要) 議案第1号については、福島県教育委員会に係る福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正するもの。 議案第2号については、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正するもの。 議案第3号については、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜における基本方針の新型コロナウイルス感染症に係る特例措置を改定するもの。

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>議案第4号については、福島県立美術館運営協議会委員の任命について諮るもの。</p> <p>議案第5号及び議案第6号については、地方公務員法の規定により、教職員に対する懲戒処分を行うもの。</p> <p>議案第7号については、令和2年度教育・文化関係表彰の被表彰者の決定を、教育長臨時代理により処理したことについて承認を求めるもの。</p> <p>報告第1号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>協議事項については、県立高等学校改革における令和4年度統合校について協議するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第4号から議案第7号、報告第1号及び協議事項について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p>
<p>(7) 議案審議</p> <p>議案第5号</p>	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第5号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第6号</p>	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第6号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第8号</p>	<p>教育長から議案第8号の追加提出について提案がなされ、全員異議なく認められた。</p> <p>退職手当の支給制限について（議案第8号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異</p>

(8) 議 案 審 議
議 案 第 3 号

議なく原案のとおり可決された。

午後2時4分、教育長から暫時休議が告げられた。

午後2時5分、教育長から委員会の再開が告げられた。

「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜における基本方針」の新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の改定について（議案第3号）、高校教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

成澤委員：健康状態チェックリストについては、当日生徒が家庭でチェックし持参することとなると思うが、該当する項目があり受験できない場合、生徒は受験できない旨、直接会場で告げられるのか。電話でやりとりすることになるのか。

高校教育課長：受験生徒及び保護者に対し、健康状態チェックリストの項目に該当する場合、中学校長を通して高校に連絡するよう説明している。そのため高熱がある生徒については、受験会場に来なくても事前に連絡を中学校に入れれば良い。なお、高校は当日の朝まで連絡を受け付けることとしている。

正木委員：新型コロナウイルス感染症への対応の流れはこれで問題ない。受験チャンスは追検査等含め3回あるが、試験問題はそれぞれ作成するのか。

高校教育課長：3月3日～5日の前期選抜については、学力検査を全員に課す。3月10日～11日の追検査等については、別問題の学力検査を行う。3月22日の新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程については、同日に実施する後期選抜と同様、小論文、作文及び面接を行う。なお、その際に各学校が独自に学力検査を課すことがで

きるとしている。3月25日の新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程については、面接及び小論文を行う。

浅川委員：新型コロナウイルス感染症に感染するなどし受験できなかった生徒は、不合格という取扱いになるのか。

高校教育課長：不合格にはならない。

浅川委員：無症状の濃厚接触者で、公共交通機関を利用せずに試験場に到着出来ない者は受験できないとしているが、家族が送迎しなければ困難であると思われるが、どのように考えているか。

高校教育課長：濃厚接触者で無症状である場合、自転車で来場することも考えられるが、家族が私有車等で送迎することを想定している。

浅川委員：事前の連絡では、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程の試験内容を校長の判断によるとしていたと記憶しているが、各学校で独自に課す学力検査を校長判断で行うということが良いか。

高校教育課長：そうである。

吉津委員：新型コロナウイルス感染症への対応の流れを見ていて感じたが、保護者でも中々当該内容を把握出来ない方もいると思う。自分の子どもが一生に一度の試験を受ける緊張する場面でもあることから、優しくかみ砕いて保護者等に対し周知を行っていただき、また現場でも問い合わせがあった際にスムーズに回答できるよう努力してほしい。新型コロナウイルス感染症の影響がない場合でも、受験時期は保護者も浮き足立ってしまうこともあるため、現場の負担を掛けてしまい申し訳ないが、現

<p>議案第1号</p>	<p>場で適切に対応出来るよう周知徹底を図ってほしい。</p> <p>高校教育課長：受験生及び保護者に対する広報用のチラシを作成したため、そちらを活用することとするが、それに加え、丁寧な説明を行いたいと考えている。</p> <p>吉津委員：チラシに不明な点の問い合わせ窓口も掲載すべきと思う。</p> <p>教育長：チラシに問い合わせ窓口として高校教育課の連絡先を掲載している。丁寧に対応していきたい。</p> <p>福島県教育委員会に係る福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則について（議案第1号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第2号</p>	<p>技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について（議案第2号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>午後2時26分、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後2時33分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p>
<p>(9) 前回会議録の承認</p>	<p>教育長が、令和2年11月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
<p>(10) 議案審議 議案第4号 議案第7号</p>	<p>福島県立美術館運営協議会委員の任命について（議案第4号）、社会教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第7号）、職員課長から説明があった後、</p>

<p>(11) 報 告 事 項 報 告 第 1 号</p>	<p>全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>訓告処分等について（報告第1号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p>
<p>(12) 協 議 事 項</p>	<p>県立高等学校改革計画における令和4年度統合校について（協議事項）、県立高校改革室長から説明があり、質疑応答の後、全校ともに第1案を採用することで了承された。</p>
<p>(13) 次 回 の 日 程</p>	<p>次回の定例会について、教育総務課長から令和3年1月22日（金）午後1時30分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p>
<p>(14) 閉 会</p>	<p>午後3時10分、教育長から閉会が告げられた。</p>